

平成 29 年度補正予算  
プッシュ型事業承継支援高度化事業（地域事務局）  
応募要領

<応募期間>

公 募 開 始 日：平成 30 年 3 月 8 日（木）

締 め 切 り 日：平成 30 年 3 月 20 日（火）

<提出先・問い合わせ先>

事業承継ネットワーク全国事務局

（株式会社パソナ内）

〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル 6F

電話番号：03-6225-2980

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 月～金（祝日除く）

平成 30 年 3 月

事業承継ネットワーク全国事務局

（株式会社パソナ内）

## 平成 29 年度補正予算 プッシュ型事業承継支援高度化事業（地域事務局）

### 応募要領

#### 1. 目的・事業内容

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である。しかし、今後 10 年の間に、70 歳(平均引退年齢)を超える中小企業の経営者は約 245 万人となり、うち約半数の 127 万(日本企業全体の約 3 割)が後継者未定となっている。この現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025 年頃までの 10 年間累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性がある。特に地方において、後継者問題は深刻であり、その解決が必要である。また、これを放置すれば廃業による技術・ノウハウの喪失や経営の不安定化が危惧されるが、円滑な世代交代が行われれば、後継者による事業活動の活性化も期待できる。

事業承継の円滑化のためには、早期・計画的な準備が不可欠であるため、中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供を図っていく必要がある。同時に、事業承継支援は、税務、法務、財務等、課題は多岐にわたることから、地域一帯となって支援をする必要がある。

そこで本事業においては、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため事業承継診断を実施し、掘り起こされたニーズに対してきめ細かな支援を実施する。

本事業は、2つの行程からなり、前行程においては、都道府県が中心となって市町村、地域の商工団体・金融機関・専門家等支援機関を組織化し、事業承継診断を通じて事業者早期・計画的な承継準備への気付きを与えるとともに、専門家リストを作成し、専門家への取次業務（以下、「事業承継ネットワーク構築事業」という）、後行程では、掘り起こされたニーズに対して地域の専門家が連携してより踏み込んだ事業承継支援を実施する。（以下、「プッシュ型事業承継支援強化事業」という）。

上記 2 行程を併せて「プッシュ型事業承継支援高度化事業」と呼称する。

2つの行程は一連の支援であり、同じタイミングで事業展開することが望まれる。

#### 2. 事業概要

##### (1) 全体像・対象者

事業承継ネットワーク全国事務局（正式名称「プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局」）（以下、「全国事務局」という）が、地域を挙げて事業承継支援に取り組む地域事務局（以下、「地域事務局」という）の募集・選定を実施する。

地域事務局は、全国事務局と委託契約を締結し、本事業を実施する。以下、(2)「事業承継ネットワーク構築事業」は、平成 29 年度事業に採択されていない都道府県の機関、(3)「プッシュ型事業承継支援強化事業」は全ての都道府県の機関を対象とする。

両事業は、一連の事業承継支援に必要な行程であることから、事務局は同一組織であることが望まれるが、2つの組織にして、一方を県費で賄うなどの運用を妨げるものではない。いずれにせよ、その場合であっても両組織は十分な連携をとることが望まれる。（例えば、両組織が共同で委託費の申請を行うなど。要望がある場合は個別で事前にご相談いただきたい。）

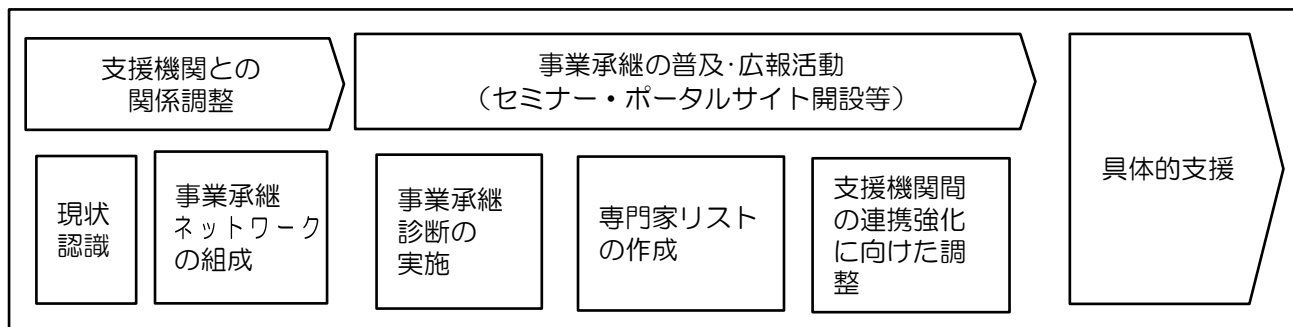
##### (2) 事業承継ネットワーク構築事業

都道府県を中心として、市町村、地域の商工団体・金融機関・専門家等支援機関を組織化し、事業承

継診断の実施を通じて事業者に承継準備の気付きを与える事業。また、多くの地域では都道府県庁所在地に事業承継の専門家が偏在することから、掘り起こされたニーズにきめ細かく対応するために、専門家リストを作成する。

なお、地域事務局は、次に掲げる事業を実施することとするが、地域における事業承継支援の強化につながる取組であれば、これに限られない(後述「地域の実情に応じて任意に実施する事業の例」参照。)。また、既に地域において実施済み・実施中の事業については、必ずしも本事業において実施する必要はない。

(事業イメージ)



#### ① 事業承継ネットワークの組成

地域事務局は、地域の支援機関等（下表参照）を構成員とする事業承継ネットワークを組成する。地域事務局においては、地域における中小企業及びその事業承継の状況に関する現状認識に基づき、また、参画する支援機関等の役割分担を踏まえ、中小企業に対してシームレスな支援が提供できるような体制の構築をする。

具体的には、支援機関等における連携強化を図るため、連絡会議を開催することとする（なお、必要に応じて、目的を限定した小規模なワーキンググループや、より小さな地域単位での組織体を形成することも想定される。）。連絡会議では、構成員に対する情報共有を中心に、構成機関の役割分担、事業承継診断の実施方法の確認・共有、事業承継支援方針の検討、参加する支援機関間の調整等を行う。

なお、ネットワークの組成については、応募時点で本事業の実施のために十分な参加が確保されていることが望まれるが、順次拡大していくことも差し支えない。

<表>事業承継ネットワークへの参加が想定される主な機関

属性	機関	主な役割
都道府県等	都道府県	地域の事業承継支援方針の立案・とりまとめ
	都道府県中小企業支援センター	
	市町村	
民間機関	金融機関	事業承継診断等を実施
	商工会・商工会議所・中央会	
	士業等専門家（団体）	
公的機関	中小企業基盤整備機構地域本部	都道府県・地域事務局に対する事業承継支援の考え方に関する助言
	事業引継ぎ支援センター	M&A案件等に関する専門的支援
	経済産業局・財務局・財務支局	施策情報の提供等
	信用保証協会	連携して金融支援
	中小企業再生支援協議会	連携して再生支援
	よろず支援拠点	連携して総合的支援
その他	ミラサボ登録された専門家	専門的課題を伴う案件への対応等

※事業承継支援の実施状況情報の集約にあたっては、各支援機関における都道府県単位の組織を、当該支援機関の下部組織からの情報のとりまとめ機関として差し支えない。

## ② 普及・広報活動

地域事務局は、ネットワーク及びその構成員による取組や事業承継に向けた準備の重要性等を地域の中小企業へ効果的に伝達し、本事業の効果を最大化するため、地域の実情に応じ創意工夫に基づいた普及・広報活動を実施する。

これには、例えば、地域事業承継支援ポータルサイト（仮称）の開設が含まれる。同サイトでは、ネットワークとしての活動内容や支援機関の情報を集約・発信するとともに、事業の目標や成果などを掲載するほか、事業承継に関心をもった中小企業がアクセスできるような仕組みを検討する。

## ③ 事業承継診断\*の実施準備・実施状況の集約

地域事務局は、事業承継へ向けた準備の必要性を認識できていない中小企業経営者の意識喚起や、適切な相談先がわからない経営者への適切な相談先の紹介・取次ぎ等を通じて地域の事業承継ニーズを掘り起こすため、ネットワーク構成員において、地域の中小企業に対する事業承継診断を実施する。

地域事務局は、事業承継診断の実施準備においては、地域における事業承継診断フォーマットの作成のほか、実施方法を検討し、マニュアルを作成し、共有・研修などを通じて、ネットワークを構成する支援機関が一体的に事業承継診断を実施できる体制を構築する。また、支援機関における事業承継診断の実施状況（実施件数や診断後の対応状況等）について、支援機関との協議を経て情報集約の方法を策定し、適宜集約を行う。

事業承継診断の実施（目標）件数については、全国で年間5万件実施することを目標として、各都道府県の中小企業数に応じて按分した件数（別紙1参照）を目安とするが、各都道府県において、地域の実情や事業承継支援戦略等を踏まえたより高い目標値を設定して差し支えない（事業期間の長さ等に応じて柔軟に目標値を設定することや、事業開始後にネットワーク構成員との協議を経て目標値

を変更することも差し支えない。また、目標を達成できなかったとしてもペナルティ等はない。)

※事業承継診断：以下の2要素を包含するものを言う。

- ・その内容が、中小企業における事業承継の準備状況や大まかな課題を抽出するものであること
- ・支援機関担当者が中小企業経営者と対面で実施するものであること（支援機関と経営者の対話を促進するものであること）

従って、必ずしも「事業承継ガイドライン」に掲載された診断票等の使用を求めるものではない。

例えば、商工団体や金融機関が独自に実施しているヒアリングであっても、上記2要素を包含するものであれば、事業承継診断を実施するものと解してよい。

#### ④ 課題・状況に応じた事業承継支援を受けられるアクセス環境の整備に向けた取組（専門家リスト作成等）

地域事務局は、専門家の活用等により、各都道府県において中小企業経営者が専門的な事業承継支援を受けられる環境を整備する。

具体的には、専門家を可視化したリストを作成し、地域の支援機関間で共有するとともに、事業者へ提供可能な状態にする。特に、事業者が長時間の移動を伴わずに身近な専門家の支援を受けられるようになることがこの目的である。

また、中小企業の課題に応じて、よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター、ミラサポの専門家派遣といった公的支援を受けられるよう連携体制を構築する。

なお、2（2）事業承継ネットワーク構築事業を実施する機関は、2（3）プッシュ型事業承継支援強化事業の経費のうち、①承継コーディネーター（以下、「承継CO」という）の設置費用、②専門家派遣にかかる謝金、を活用することを可能とする。

この場合、承継COは、「事業承継ネットワーク構築事業」に関する責任者としての役割を果たすものとする（詳細は、2（3）プッシュ型事業承継支援強化事業を参照）

#### ⑤ 事業承継ネットワークの事業終了後の自立的な運営の実現に向けた取組

地域事務局は、本事業の事業実施期間終了後も組成した事業承継ネットワークの活動を自主的に継続させるために必要な取組について、都道府県や支援機関等と協議しながら検討すること。

#### ⑥ その他

本事業の実施に当たって地域事務局は、中小企業庁及び全国事務局からの指示に対し、迅速に対応できる体制を整備するとともに、各都道府県、経済産業局等と連携しながら進めること。

※地域の実情に応じて任意に実施する事業の例

- ・特定業種、特定地域における中小企業の事業再編、事業統合を支援する枠組みの検討・実施
- ・個々の中小企業の情報を支援機関間で共有する枠組みの検討・実施
- ・事業引継ぎ支援センターと同じ場所に事務局を設置すること 等

（あくまで例であるため、地域の実情を踏まえ、地域事務局や支援機関等の創意工夫に基づいて、自由に検討されたい。）

(3) プッシュ型事業承継支援強化事業

ネットワーク構築事業で掘り起こされた支援ニーズに対して、地域の専門家と連携したきめ細かな支援を行う。

その際、取組の実効性を確保する観点から、事業承継支援戦略（以下、「支援戦略」という）（事業目的の明確化、重点的に支援すべき地域や業種等の絞り込み、K P I ・ 中長期目標の設定等。詳細はP. 7参照）を作成し、ネットワーク構成員との間で共有を行う。

また、個者支援にあたっては、よりきめ細かな支援を行う観点から、地域をブロック化し、ブロック単位で事業者支援を行うことができる体制を構築する。

「プッシュ型事業承継支援強化事業」においては、都道府県との意見交換をはじめ、支援戦略の作成、域内ブロックとの調整等多数の業務が生ずることから、事業全体を統括する責任者として承継COを原則公募により設置するものとする。なお、承継COは、一連の事業行程である「事業承継ネットワーク構築事業」の責任者も兼ねることを防げない。

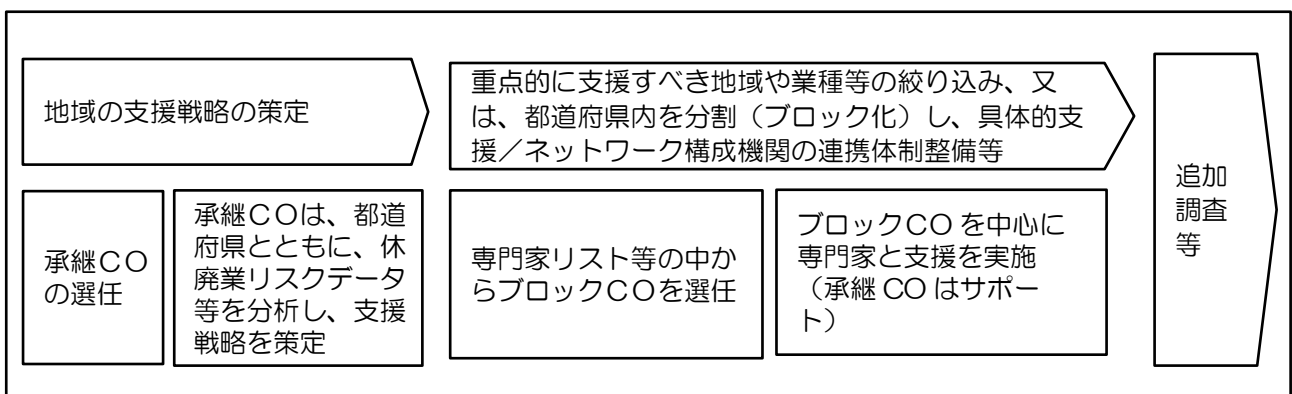
また、ブロック毎の取組における責任者として、ブロックコーディネーター（以下、「ブロックCO」という）（専門家リスト等の中から選任）を設置する。

承継COは、ブロックCOからの報告を受け、適切な指示を行い、個者支援を行う。

地域事務局は、次に掲げる事業を実施することとするが、基本的なスキームはこれに限るものの、地域における事業承継支援の強化につながるものであればこれに限られない。（後述「地域の実情に応じて任意に実施する事業の例」参照。）。

都道府県の意向で事業引継ぎ支援センターと同じ場所に事務局を置くことも可能。その場合は、事業引継ぎ支援センターの委託費とまぎれが生じないように、対象経費を明確に区分すること。

(事業イメージ)



① 承継COの選定、地域の支援戦略を策定

地域事務局に、事業の責任者として承継COを原則公募により設置する。承継COの採用に当たっては、次の要件のいずれかに該当する者であること

- ア. 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者

- イ. 会社等の管理者又は技術者等として10年以上の実務経験を有する者
- ウ. 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者
- エ. 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者
- オ. ア.～エ. に準じる能力を有する者

なお、「事業承継ネットワーク構築事業」のみを実施する都道府県においても、承継COの設置ができる。

都道府県と承継COは、年度及び中長期の支援戦略を策定する。

支援戦略には、事業の目的をはじめ、休業リスクデータの分析・活用方法の検討、重点的に支援すべき地域や業種の絞り込み、KPI・中長期目標の設定、支援方針（専門家への取り次ぎや追加支援に係るルール）、ネットワーク構成員及び事業者向けの各種研修・セミナーの企画等を記載する。

また、必要に応じて、地域における支援戦略の策定や効果的な施策の立案のため、地域内の中小企業を対象としたアンケート調査（後継者の有無や事業継続の意向等に関する調査）を実施することも可能であるが、支援戦略は5月中を目処に全国事務局に提出すること。

支援戦略は、地域の事情を踏まえ、承継CO中心に、以下の点にも着目して作成すること。

## ア. 都道府県独自の取り組み


- i 事業承継条例を制定して事業承継月間を設けるなど、広く国民に対して早期・計画的な事業承継が大切であることを訴える。
- ii 都道府県の広報媒体等を総動員して事業承継ネットワークの活動をバックアップする。
- iii 域内の商工団体と連携して、事業承継サミット等のイベントを実施する。
- iv 事業承継を機に急成長した経営者や優れた支援者に対して知事表彰を実施する。

## イ. ベンチャー型事業承継をはじめとした後継者育成

- i 家業への関心が薄い跡継ぎ候補に対して、大学等の場を活用して、ベンチャーマインドを喚起する取り組みを展開する。こうした取り組みにより、事業承継を機に新規事業、業態転換、新市場参入など新たな領域に挑戦するベンチャー型事業承継を促す。
- ii NPO法人と連携して、次の世代を担う若者が視野を広げ、地域の仲間を得て、真剣に家業に取り組みイノベーションを起こしていくような取り組み（仲間づくり、リーダーシップ涵養、ロールモデル研究等）を行う。
- iii サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業等と連携して、次期経営者候補の受け入れや勉強会の開催等を通じ、後継者育成を図る取り組みを行う。

(ご参考)

### ベンチャー型事業承継を実施した経営者




**村井 基輝 (むらい もとき)**  
(株) カスタムジャパン代表取締役  
(3代目)  
(バイク、自転車パーツ等販売)  
本社：大阪府中央区  
創業：1954年<昭和29年>  
従業員：80人

祖父が創業したオートバイ部品販売の後継ぎを嫌い、SE専門学校、クラブDJを経て、ITベンチャーの役員(20代)へ。業績低迷期に父からの誘いにより「鶴橋部品」を継ぐ。

本業に従事する傍ら、バイク、自転車部品のネット注文・即日配送のビジネスモデルの実現に奔走。2005年、「カスタムジャパン」を創業。

取扱部品20万点、取引先6万店舗。従業員数は、入社時の数人から、現在、2社合わせて100名超。

- ・地域にトラックで配送するのが父の仕事だとしたら、それを安く、どこでも配送するのが僕の仕事。業界の会合でビールをかけられたこともあります。
- ・僕が中学生のころサッカーから卓球に競技を変えたら勝てたというのが頭にありました。サッカー教室は一番下のクラス。ところが卓球を始めたらおもしろいように勝ち進んだんです。
- ・自分が戦える場所を探すことが大事なんです。  
(Bplatz インタビューから抜粋)



**山田 岳人 (やまだ たくと)**  
(株) 大都代表取締役 (3代目)  
(工具販売・DIYカルチャー創造事業)  
本社：大阪府大阪市生野区  
創業：1937年<昭和12年>  
従業員：67人

リクルート勤務の後、97年に大都に入社(27歳)。大都は昭和12年に妻の祖父が創業した工具問屋(町の金物屋相手の行商スタイル)。不景気、競争の激化から、一度は廃業を決意。従業員給料を大幅に引き下げ、難局を切り抜ける。

02年に工具通販サイトを立ち上げ、1年半後に月商100万円に(現在、国内最大級の商品ラインナップ)。11年に卸から完全撤退し、法人専用ネットホームセンターを立ち上げ。14年に体験型DIYショップを難波にオープン。

- ・ビジネスで重要なのはどこで戦うかということ。
- ・古い慣習に縛られている業界は、業界の中にいる人の意識がのんびりしているので勝つ確率が高くなります。
- ・古い業界だからとあきらめるのではなく、古い業界だからこそやりようによってはビジネスチャンスになる。

(Bplatz インタビューから抜粋)



ウ. サプライチェーン・地域における事業再編・統合・共同化

- i サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業や経済団体等と連携して、各層における事業承継の進捗等について実態調査を行う。
- ii 地場産業や伝統工芸等地域の特色ある産業を維持・存続させる観点から、事業承継に係る実態調査を行う。
- iii 実態調査を踏まえ、地域の産業ビジョンを検討し、地域の大企業や篤志家等を巻き込み、ビジョンの実現に向けた道筋をつける（事業再編・統合・共同化の在り方）。

（ご参考）

## サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

- 業種・地域によっては、サプライチェーン維持、地域の主要産業の発展という観点で、事業承継・事業再編等の支援が行われるケースが存在する。

自動車部品サプライチェーン維持のための事業統合の事例	石川県の伝統工芸品産業の維持のための取組事例
<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車電装品の製造を営むB社（Tier3）は、足下の経営環境の悪化により、取引銀行からの金融支援が困難となり、元請先A社（Tier2）に今後の対応を相談。</li><li>・事態を重く見た元請先A社は、下請のC社（従業員数70名、Tier3）とC社の取引信用金庫に支援を要請した。</li><li>・最終的には、B社の工場をC社に賃貸するとともに、B社の機械設備をA社が一旦買取り、C社に賃貸するなど、C社の負担を軽減する形で事業譲渡が行われた。B社の経営者及び従業員は、現在、C社の従業員として勤務している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・石川県の伝統工芸品である山中漆器は、新商品開発、海外輸出により需要が回復傾向にあるが、塗装職人の高齢化・後継者不足による廃業の増加が懸念される。</li><li>・このため北国銀行は、主要な漆器事業者を訪問しとアリンクを行い、産地が抱える課題を報告書にまとめた。</li><li>・この報告書に基づき、①（産地70社のうち）7社の有力経営者との勉強会を開催し、他地域の成功事例を研究するとともに、②共同工場や共同配送・共同システムの導入を具体的に検討中</li></ul>

```
graph TD; A["A社 (Tier2)"]; B["B社 (Tier3)"]; C["C社 (Tier3)"]; B -- 支援要請 --> A; C -- 支援要請 --> A; B -- 事業譲渡 --> C;
```

製造品出荷額	95億円
従事者数	1,400人
事業者数	295社

エ. 後継者人材バンクや、女性起業家等支援ネットワーク等、起業家との連携。

- i 商店街の空き店舗等小規模事業者の廃業の急増に悩む自治体に対して、事業引き継ぎ支援センターと連携した後継者マッチング事業（後継者人材バンク事業）の取り組みを働きかける。
- ii 地域の活性化を図る観点から関連団体等と連携して、事業承継と起業を組み合わせたモデルの開発、支援策の検討等を行う。
- iii 女性起業家等支援ネットワーク構築事業等と連携して、承継後の女性経営者の支援を行う。

(ご参考)

## 後継者人材バンク

**後継者人材バンクとは**

後継者不在の小規模事業者（主に個人事業主）と起業家をマッチングすることにより、地域に必要な事業を存続させ、創業も支援する事業。

〔後継者人材バンクのメリット〕  
**【事業主】**：自ら育ててきた事業を意欲ある後継者に引き継ぐことができ、従業員も雇用も維持することができる。  
**【起業家】**：有形無形の経営資源（生産設備、顧客、取引先等）と経営ノウハウを引き継ぐため、起業に伴うリスクが大幅に低減する。

**後継者人材バンク スキーム図**

---

**地域に親しまれた焼き肉店が引き継がれた事例（静岡県）**

引継ぎ対象：肉ムクゲ（三島市）  
 譲渡者：平田山崎氏      譲受者：渡辺大介氏（22歳）  
 譲渡方法：株式譲渡  
 支援方法：静岡県引継ぎセンターと三島商工会議所の連携によりマッチング支援

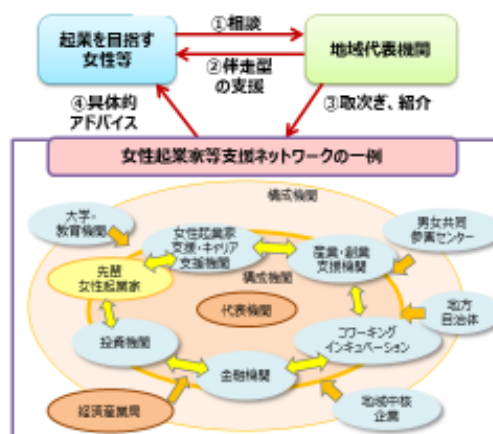
有限会社 ムクゲ  
 静岡県、取引形態：株式譲渡

肉ムクゲは、静岡県三島市内で平成16年から焼き肉店「ムクゲ」を営む企業。固定客のついた繁盛店として営業してきたが、後継者不在であり、経営者の平田氏に体調面での不安が出てきたため、三島商工会議所に相談。一方、渡辺氏（22歳）は三島商工会議所が主催する創業セミナーの受講を通じ、中華料理店の開業に向けた準備を進めていたが、市内の焼き肉店が後継者を探しているとの情報を得たため、静岡県引継ぎセンターに相談。平田氏は廃業を覚悟していたが、営業継続が実現できたため、常連客に対して御向けができたことホッとしている。若い店主が経営することで店の雰囲気にも変化があり、従来からの常連客に加えて若年層の顧客も増えている。現在渡辺氏は、中華料理の経験を活かした新メニューの投入を準備している。

## 女性起業家等支援ネットワーク構築事業

- 女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした「**女性起業家等支援ネットワーク**」を全国10箇所に形成（平成28年度より事業開始）。
- 起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内において構築。既存の起業家支援施策への橋渡し等、**女性のニーズ**に応じたきめ細やかな支援を行う。

### 事業スキーム



### オ. 経営人材マッチング

後継者不在の事業者に対して外部の経営人材をマッチングする取り組みを行う。経営人材はU I Jターン人材の活用や、プロフェッショナル人材拠点事業、首都圏の大企業（商社、金融機関）、人材派遣会社等と連携する。

## カ. 事業承継専門家の育成

事業承継に係る一連の工程には、高度な専門知識が必要なことに加え、多岐にわたる課題（税、資金周り、経営周り、資産評価、資産承継等）が含まれている。このためワンストップ対応が可能な専門家の確保が大きな課題となっている。このため、地域の士業に対する研修を実施し、士業間連携を促すことで、ワンストップ対応が可能な専門家集団を育成する。

(参考) 承継COの役割と職能

### 事業承継COの業務について

項目	概要
事業方針・実施計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県と協議（地域別・業種別体産業リスク分析等の高度なデータも必要に応じ活用）して支援戦略を作成。</li> <li>● 県内支援機関（よろず、引継ぎ、再生等）との連携方針を作成。</li> <li>● KPI、ブロック別診断実施計画（年度）を作成。</li> </ul> 等
通常業務、進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて診断への同行、ブロックCOのサポート（個者支援及び金融機関等との調整等）。</li> <li>● ブロックCOから定期報告を受領（診断・個別支援の実施状況等）。</li> <li>● ブロックCO、県内支援機関との定期連絡会の開催。</li> <li>● KPIの管理。</li> <li>● 個者支援のその後をフォローアップ（データベース管理）。</li> <li>● 進捗に遅れが見られる場合、機構地域本部とともにブロックCOをサポート。</li> </ul> 等
事業の広報・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NW構成員、ブロック専門家に対する研修の企画・実施（講師は機構地域本部）。</li> <li>● NW構成員が事業者セミナーを企画した場合、講師を手配。</li> <li>● マスコミを通じた事業活動のPR。</li> <li>● ユニークな支援事例（実名）の作成、県内マスコミへの情報発信。</li> <li>● 県内における事業承継イベントの企画・実施。</li> </ul> <以下オプション> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会青年部と提携した承継イベントの企画・実施。</li> <li>● 県内大学等を活用したベンチャー型事業承継の企画・実施。</li> </ul> 等

#### ② ブロックCOの選任（専門家リストを作成していない場合、リストの作成）

都道府県と承継COは、「事業承継ネットワーク構築事業」で作成した専門家リスト等の中から、地域の活動の責任者としてブロックCOを選任する。専門家リスト等を作成していない場合はブロックCOの選任のほかリストを作成する。

#### ③ 具体的支援

承継COは、事業全体の責任者として、支援戦略の行程管理、事業承継診断の実施状況（診断結果及び専門家等への取り次ぎ状況）のフォローアップ、ブロックCOと連携した地域における支援の推進等に取り組む。

ブロックCOは、承継COとの連携やサポートを得ながら、ブロック内の事業承継ネットワーク構成員（商工団体、金融機関等）及び専門家リストの中から必要に応じてチームを編成して支援を行う。必要に応じて専門家を個者に派遣（謝金を充当）することもできる。（「事業承継ネットワーク構築事業」のみを実施する都道府県においても、専門家リストに記載している専門家を派遣し、謝金を充当することができる。）

また、支援の質を向上させるため、ネットワーク構成員に対する事業承継や施策に関する研修・セミナーを実施することができる。同様に事業者に対する施策の普及やネットワーク活動の周知を目的としたセミナー等も開催可能。

#### ④ 後継者人材バンクのノウハウの基礎自治体への移転

都道府県と承継COは、後継者人材バンクの事業概要を基礎自治体に伝え、自治体自らによる事業の実施の可能性について意向確認を行う。実施する意向を示した自治体に対して、承継COは、最寄りの事業引き継ぎ支援センターとともに当該自治体を訪問し、後継者人材バンクのノウハウの移転に努めるとともに、事業の運営をサポートする。なお、最寄りの事業引き継ぎ支援センターが後継者人材バンクを取り扱っていない場合は、事業引き継ぎ支援センター全国本部に相談する。

事業のサポートにあたっては、必要に応じてブロックCOや専門家リストに記載されている専門家を活用する。

#### ⑤ モデル事業の実施

事業承継が円滑に進むための他のモデルとなる先進的な取組を行う地域事務局に対しては、追加的に配分を行う。

#### ⑥ その他

本事業の実施に当たって地域事務局は、中小企業庁及び全国事務局からの指示に対し、迅速に対応できる体制を整備するとともに、各都道府県、経済産業局等と連携しながら進めること。

#### ※地域の実情に応じて任意に実施する事業の例

- ・重点地域・重点業種における中小企業の事業再編、事業統合を支援する枠組みの検討・実施
- ・個々の中小企業の情報を支援機関間で共有する枠組み（守秘義務の取扱い）の検討・実施
- ・事業引き継ぎ支援センターと同じ場所に事務局を設置すること 等  
（地域の実情を踏まえ検討されたい。）

#### (4) 事業承継ネットワーク構築事業・プッシュ型事業承継支援強化事業共通

##### ① 地域別・業種別 休廃業リスクデータの提供

平成30年度中に、中小企業庁は、地域事務局に、地域別・業種別 休廃業リスクデータを提供する。本データは、地域事務局にID・PWを付与し、自らの都道府県の休廃業リスクデータなどを分析することができるシステムとなっている。本データの利用料等は、事業期間内は、中小企業庁の経費負担とする。

##### ② 報告書の作成

事業期間を通して実施した事業内容や事業承継診断の実績、策定した事業承継支援戦略、次年度以降の事業承継支援の具体的計画等をまとめた報告書を作成すること。

※事業期間終了後においても、事業承継ネットワークにより支援を受けた中小企業が実際に事業承継に至ったかどうか、課題の解決状況等について、中小企業庁から確認する可能性があることに

留意すること。

③ 実施期間中の全国事務局への情報提供等

全国事務局が開催する全国連絡会議（事業期間内に3回程度開催）へ出席し、事業の進捗状況の報告、特筆すべき取組（ベストプラクティス）の共有、課題の解決に向けた検討等に係る議論を行う。また、地域における事業承継支援（診断）の実施状況（件数）については概ね2～3ヵ月に一度（予定）、支援方針の策定状況、構成員の参加状況、支援対象である中小企業における課題解決状況等について、定期的に報告を行うものとする（具体的に提供を依頼する項目については採択後に連絡するものとし、提供された情報については必要に応じて公表する。別紙2も参照）。

なお、事業承継ネットワーク構築事業・プッシュ型事業承継支援強化事業合同の会議とする。

④ 全国事務局主催イベントへの協力等

全国事務局が、地域において実施するイベントに関して参加および集客について積極的に協力すること。

⑤ その他

事業実施にあたり、不明点があれば個別で全国事務局または中小企業庁へご相談いただきたい。

3. 実施地域

事業実施地域は、地域事務局が所在する都道府県内とする。

4. 委託対象となる事業期間、経費

(1) 委託対象となる事業期間

契約締結日～平成31年3月22日（金）

2月末までに支払金額を確定すること。ただし、3月は人件費等、事務局運営に必要な最低限の経費のみとする。

(2) 予算目安

1機関あたり4,000万円

ただし、目安の予算額を超える場合においては事務局まで個別具体的に内容をご相談いただきたい。

※採否や、最終的な実施内容、契約金額については、中小企業庁・全国事務局との協議を経て決定する。

※応募に当たっては下記のいずれかを選ぶこと。

ア. 事業承継ネットワーク構築事業のみ

イ. プッシュ型事業承継支援強化事業のみ

ウ. ア、イ両方応募

エ. アを実施の場合で、イの「承継CO設置」「専門家派遣」を抜粋して応募する場合

(3) 事業期間イメージ (予定)

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1. 公募														
2. 審査・採択	↔													
3. 委託事業の実施期間		←											→	
4. 全国連絡会議						時期は未定								
5. 予算執行の管理状況に関するフォローアップ										←			→	
6. 中間検査						↔					↔			
7. 概算払い							↔					↔		
8. 確定検査													↔	
9. 精算払い														↔

(4) 委託対象となる経費

本委託業務を実施するために必要となる経費内容は以下の通りとする。

(詳細については、全国事務局が別途提供する委託費事務処理マニュアルに準じる)

※ネットワーク構築事業、プッシュ型事業承継支援強化事業ともに応募する場合は、経費について項目それぞれに、ネットワーク構築事業、プッシュ型事業承継支援強化事業を分けて掲載すること。

※対象となる経費の算定は、原則として、委託事業者の規程に基づくものであり、かつ、社会常識の範囲を超えない妥当なものであって、適正に執行されたもの(出勤簿や業務日誌等によりその事実が確認できるものや信憑書類により支出を確認できたものをいう。)を対象とします。

<委託対象となる経費>

経費内容	備考
I. 人件費	<p>事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費</p> <p>※人数、時間単価、作業時間数を記載すること（一人当たりの人件費＝時間単価×作業時間数）</p> <p>※時間単価は委託費事務処理マニュアルP. 9の[手法1：健保等級単価計算]にて算出すること。</p> <p>※事業承継ネットワーク構築事業：事務局員</p> <p>プッシュ型事業承継支援強化事業：承継CO・ブロックCO（ともに謝金でも可能）、事務局員</p>
II. 事業費	
1. 専門家謝金	<p>（事業承継ネットワーク構築事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制構築のためのOJTやセミナーを開催するにあたり、依頼した専門家に支払う謝金（プッシュ型事業承継支援強化事業）</li> <li>・承継CO、ブロックCOとして従事する者の謝金（承継COブロックCOは人件費計上も可能）</li> <li>・個者支援のための専門家派遣に対する謝金</li> <li>・支援体制構築のためのOJTやセミナーを開催するにあたり、依頼した専門家に支払う謝金</li> <li>・事業者向けの研修やセミナー等を開催するにあたって、依頼した専門家に支払う謝金</li> </ul> <p>※地域事務局の謝金規程に準じて経費処理を行うこと</p> <p>※地域事務局と雇用関係を有する者が講師となった場合の講師謝金は対象とならない</p> <p>※委託対象となるセミナー・研修等は、支援機関向けに事業承継支援体制の構築を目的として行われるものの他、事業承継ネットワーク（及びその構成員）における事業承継支援に関する周知等、次年度以降の支援体制の継続に資する内容をふくむものも可能とする。</p>
2. 専門家旅費	<p>依頼した専門家に支払う旅費</p> <p>※地域事務局の旅費規程に準じて経費処理を行うこと</p>
3. 職員旅費	<p>事業を行うために必要な出張に係る旅費（全国連絡会議等への出席を含む。）</p> <p>※地域事務局の旅費規程に準じて経費処理を行うこと</p>
4. 会場費	<p>地域事務局が支援機関向け研修等を開催するための会場借料、付帯設備費及び茶菓料（お茶代）等</p> <p>※地域事務局が所有する会議室等で実施する場合は対象とならない</p>
5. 広報費	<p>本事業を実施する際に必要なチラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を作成するために必要な広報活動に要する経費</p>
6. 消耗品費	<p>本事業を実施する際に必要な文房具等の消耗品の購入に要する経費</p>
7. 通信運搬費	<p>本事業を実施する際に必要な通信及び運搬に要する経費</p>
8. 雑役務費	<p>本事業の業務補助を目的としてアルバイト等の新たに雇い入れに要する経費</p> <p>※本事業の専従者であること</p>
9. 借損料	<p>本事業を実施する際に必要な事務所賃借料や機器等をレンタルする際に要する経費</p>
10. 外注費	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）</p>
11. 印刷製本費	<p>本事業を実施する際に必要なレジュメや書類等の印刷に要する経費</p>
III. 再委託費	<p>発注者との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任する）ために要する経費</p>
IV. 一般管理費	<p>委託事業に必要な経費であり、他の用途と明確に区分できない経費。委託費事務処理マニュアルP. 32～に基づき算出された率、もしくは人件費、事業費の合計の10%のいずれか低い率</p>
V. 消費税及び地方消費税	<p>委託事業に要した経費に課税される消費税</p> <p>※人件費・事業費・再委託費及び一般管理費の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上すること</p>

(5) 直接経費として計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係の無い経費

※判断しかねる点については個別にご相談いただきたい。

5. 応募手続き等

(1) 応募スケジュール

応募開始：平成30年3月8日（木）

応募締切：平成30年3月20日（火）17:00 必着

審査結果公表：平成30年3月31日まで

(2) 提出先（問い合わせ先）等

平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業 全国事務局（株式会社パソナ内）

〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル 6F

電話番号：03-6225-2980

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 月～金（祝日除く）

(3) 応募方法

下表の提出書類を1つの封筒に入れ、応募締切までに上記の提出先に郵送又は持参してください。併せて、下記①～④の書類を保存した電子媒体（CD-ROM 1枚）を提出してください。

なお、宛先面に「平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る地域事務局申請書在中」と朱書きで記入すること。

- ・提出書類は日本語で作成し、A4片面印刷で、左上をクリップ留めすること。
- ・提出された書類は返却しない。また、提出書類に不備がある場合は受理しない。

提出書類	必要部数
① 応募申請書	正本1部、写し4部
②（様式1）地域事務局事業申請書	正本1部、写し4部
③（様式2-1）事業承継ネットワーク構築事業実施計画書 （様式2-2）プッシュ型事業承継支援強化事業実施計画書 （様式3）実施体制図 （様式4）支出計画（経費内訳）	正本1部、写し4部
④（様式5）暴力団排除に関する誓約書	正本1部
⑤定款（寄附行為）	正本1部
⑥パンフレットその他機関の概要がわかるもの	各4部
⑦過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）	各4部
⑧その他添付書類	各4部

※事業承継ネットワーク構築事業のみの応募の場合は、様式2-1のみ、プッシュ型事業承継支援強化事業のみの場合は様式2-2のみ、どちらも応募する場合（事業承継ネットワーク構築事業に応募の場合で、プッシュ型事業承継支援強化事業の「承継COの設置」「専門家派遣」を抜



粹して行う場合を含む) は、様式2-1、様式2-2ともに提出すること。

#### (4) 審査方法

地域事務局の選定は、中小企業庁・全国事務局との協議を経て、下記(6)の選定基準に基づき行う。

なお、中小企業庁・全国事務局は、必要に応じて、応募機関を対象に、事業の提案内容に関するヒアリングを実施することがある。また、全国事務局が、応募機関に対し追加資料の提出を求める場合がある。

#### (5) 応募資格

実施機関は次に掲げる要件を満たす機関とする。

- ①都道府県との協議を経た上で申請していること。
- ②法人格を有すること。
- ③本事業に関する都道府県との密な連携関係を有すること。
- ④中小企業庁、全国事務局の指示に速やかに従うことができること。
- ⑤中小企業支援の実績を有すること。
- ⑥別紙3の情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦本事業に関する委託契約を全国事務局との間で直接締結できる機関であること。
- ⑧全国事務局が提示する委託契約書に合意すること。
- ⑨公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者ではないこと（暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったことおよび反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないこと、それを表明すること、及び将来にわたっても反社会的勢力といかなる関係も有していないことを必要とする。）。
- ⑩予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑪経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15/01/29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

#### (6) 選定基準

地域事務局の選定基準は次のとおりとする。

- ①本事業を適確に遂行するに足る組織、能力等を有しているか
- ②事業実施体制・役割分担は適切となっているか
- ③提案された事業内容が施策の意図と合致しているか
- ④実施地域の経済・産業事情や中小企業の事業承継を取り巻く課題、支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握した上で、適切な事業目標を定めているか（潜在的な事業承継ニーズの掘り起こしや、支援機関間の連携強化を通じた中小企業が抱える課題解決に向けた支援機能の強化などの具体的な取組の提案が行われているかどうかを含む。）
- ⑤事業承継及び中小企業への支援に関するノウハウ・実績を有しているか（特に、地域における中小企業支援機関との連携・補完関係の構築について具体的な提案が行われており、その実現が期待できること。）

- ⑥本事業に係る経理・事務について適確な管理体制および処理能力を有しているか
- ⑦上記（５）の応募資格を満たしているか

（７）審査結果の通知

審査結果については、参加機関に対し書面で通知を行う。また、全国事務局 Web ページにて、採択した事業者名等を公表する。なお、採択、不採択についての問い合わせには応じない。

事業承継ネットワーク事業全国事務局 Web ページ

<http://shoukeinet.jp>

6. 実施機関の責務

（１）実施計画書（様式 2-1、様式 2-2）の作成

地域事務局は、本事業実施に先立ち、様式 2-1、2-2 に掲げる事項を記載又は添付した実施計画書を策定する。

**※事業承継ネットワーク構築事業のみの応募の場合は、様式 2-1 のみ、プッシュ型事業承継支援強化事業のみの場合は様式 2-2 のみ、どちらも応募する場合（事業承継ネットワーク構築事業に応募の場合で、プッシュ型事業承継支援強化事業の「承継COの設置」「専門家派遣」を抜粋して行う場合を含む）は、様式 2-1、様式 2-2 とともに提出すること。**

（２）広報内容の承認、実施報告

地域事務局は、実施する広報の内容について、全国事務局に事前に承認を得ることとする。この場合、実施した広報活動について全国事務局に報告することとする。

（３）定期報告

地域事務局は、業務の遂行状況の進捗等について、2.（４）③記載のとおり、全国事務局に報告を行うこととする。

（４）実地検査・ヒアリング等の受検

中小企業庁、全国事務局は、地域事務局の執行状況に関する進捗の確認等の目的で実地検査を行うことがある。また、実地検査とは別に、各地域事務局における事業実施状況の確認や特に他の事務局に共有すべき取組事例を収集するためにヒアリング・情報提供依頼を行うことがある。実地検査等の対象となった地域事務局は、全国事務局の指示に従い、適切に対応することとする。

（５）実績報告書の提出、確定検査の受検

地域事務局は、平成 31 年 3 月 25 日（月）を必着として委託業務についての実績報告書を全国事務局に提出すること。その後、中小企業庁、全国事務局は、検査を行い、内容に問題がなければ委託費（原則として委託契約期間内に支払いが完了しているものを対象とする。）の支払いを行う。なお、支払いは精算払い（事業終了時）だけに限らず、実施期間内に中間検査を実施し 2 回の概算払いを行うことを原則とする。

#### (6) 委託事業の経費処理

予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、全国事務局は、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わない。地域事務局は、厳格な経費処理が必要となることを前提として、申請すること。

また、地域事務局は、委託事業の経費処理に関する資料を、本事業終了後5年間保存すること。詳細については、全国事務局が別途提供する委託費事務処理マニュアルを参照すること。

#### (7) その他

- ①全国事務局は、提出された事業申請書及び添付書類に係る機密保持には十分配慮することとする。
- ②地域事務局は、本事業の実施にあたって知り得た個人情報及び秘密情報の漏洩、紛失等の事故の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- ③事業申請書等の作成に係る費用は、応募機関の負担とする。

## 都道府県ごとの事業承継診断実施件数目標値の目安

	中小企業数(者)	構成比	診断件数(件)
北海道	151,123	3.97%	1,984
青森県	41,863	1.10%	549
岩手県	38,665	1.02%	508
宮城県	61,685	1.62%	810
秋田県	35,098	0.92%	461
山形県	40,874	1.07%	537
福島県	61,566	1.62%	808
茨城県	84,268	2.21%	1,106
栃木県	63,516	1.67%	834
群馬県	68,792	1.81%	903
埼玉県	172,182	4.52%	2,260
千葉県	128,900	3.38%	1,692
東京都	447,659	11.75%	5,876
神奈川県	199,958	5.25%	2,625
新潟県	80,499	2.11%	1,057
富山県	36,686	0.96%	482
石川県	42,807	1.12%	562
福井県	30,626	0.80%	402
山梨県	32,485	0.85%	426
長野県	77,326	2.03%	1,015
岐阜県	74,446	1.95%	977
静岡県	127,440	3.35%	1,673
愛知県	220,767	5.80%	2,898
三重県	54,826	1.44%	720
滋賀県	36,520	0.96%	479
京都府	84,702	2.22%	1,112
大阪府	292,993	7.69%	3,846
兵庫県	154,646	4.06%	2,030
奈良県	33,296	0.87%	437
和歌山県	36,270	0.95%	476
鳥取県	17,118	0.45%	225
島根県	23,542	0.62%	309
岡山県	55,224	1.45%	725
広島県	87,414	2.29%	1,147
山口県	40,991	1.08%	538
徳島県	26,911	0.71%	353
香川県	32,743	0.86%	430
愛媛県	45,899	1.20%	602
高知県	26,373	0.69%	346
福岡県	143,058	3.76%	1,878
佐賀県	25,521	0.67%	335
長崎県	43,745	1.15%	574
熊本県	52,730	1.38%	692
大分県	36,687	0.96%	482
宮崎県	36,909	0.97%	484
鹿児島県	52,721	1.38%	692
沖縄県	49,158	1.29%	645

(出典：中企庁HP [http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/150129kigyou.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/150129kigyou.pdf))

(参考) プッシュ型事業承継支援高度化事業定期報告フォーマット

## プッシュ型事業承継支援高度化事業 報告書①&lt;地域事務局が集計し入力&gt;

機関名	
集計対象期間	～

<b>支援機関の参加状況</b>		
参画機関数		機関
<b>ネットワーク会議の開催状況</b>		
参加機関数		機関
全体会合(累計)		回
テーマ・地域別ワーキンググループ・小委員会等(累計)		回
<b>事業承継診断の実施件数</b>		
事業承継診断件数		回
事業承継診断の実施機関数		機関
<b>周知・広報等実施状況(累計)</b>		
セミナー・研修実施回数(構成機関向け)		回
セミナー・研修参加者数(構成機関向け)		人
セミナー・研修実施回数(企業者向け)		回
セミナー・研修参加者数(企業者向け)		人
メディア活用広報	テレビ	回
	ラジオ	回
	新聞	回
	チラシ	枚
	インターネット	PV
	その他	

## ○その他事業の実施にあたり事務局に共有すべき情報

事業承継支援戦略の進捗状況、具体的な個社支援内容等

--

プッシュ型事業承継支援高度化事業 報告書②<診断実施機関が入力し、地域事務局が集計>

機関名	
集計対象期間	～

事業承継診断実施件数  回

<事業承継診断後の対応状況>

1. 士業等専門家に繋いだ ※税理士、会計士、弁護士等	<input type="text"/>
2. 支援機関、金融機関に繋いだ ※商工会、商工会議所、中央会、金融機関等	<input type="text"/>
3. 診断した機関が自機関で対応	<input type="text"/>
4. (プッシュ型事業を実施の場合)承継COに繋いだ	<input type="text"/>
5. 支援の必要無し	<input type="text"/>

合計

※事業承継診断実施件数と同数になるかチェック

プッシュ型事業承継支援高度化事業 地域事務局 報告書③<プッシュ型承継支援強化事業を実施の地域事務局が入力>

診断実施機関からの紹介	企業者数 <input type="text"/>
上記以外で承継COが支援を判断した企業	<input type="text"/>
支援案件合計	<input type="text"/>

※構成機関の報告「4. (プッシュ型事業を実施の場合)承継COに繋いだ」と数字が同数になるかチェック

<対応状況>

	企業者数
1. 対応中	<input type="text"/>
2. 未対応	<input type="text"/>
3. 支援終了	<input type="text"/>

※支援終了は承継COの判断による

合計

※支援案件合計と同数になるかチェック

<実績の報告>

	企業者数	回数
専門家派遣回数	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業承継計画策定企業者数※	<input type="text"/>	

※今後、中小企業庁から簡単なフォーマットを提示する予定だが本内容を含めたものであれば形式は問わない。なお、計画策定には、事業承継の時期や親族内・親族外承継、後継者の有無は問わない。

## 情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DoS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. gov. jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。
- 13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。
- 14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。